

資料編

資料 1 小平市環境審議会規則と委員名簿

(1) 小平市環境審議会規則

平成13年規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、小平市環境基本条例（平成13年条例第20号。以下「条例」という。）第15条第3項の規定に基づき、小平市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 事業者 3人以内
- (3) 学識経験を有する者 3人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1人

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、審議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(資料の提出等の要求)

第6条 審議会は、審議事項について必要があると認めるときは、資料の提出、説明その他必要な協力を市長に求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則（平成13年6月27日・平成13年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年8月30日・平成17年規則第77号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(2) 小平市環境審議会 名簿

【第9期】平成29(2017)年9月1日～令和元年(2019)年8月31日

職名	氏名	所属等	区分	備考	
会長	奥 真美	東京都立大学教授	学識経験者		
副会長	泉 慎一	市民	市民公募		
委員	阿部 直子				
	飯島 千ひろ				
	小倉 久美子				
	竹川 敏雄				
	猪熊 勇一	小平商工会長 株式会社京典取締役会長	事業者	平成31(2019)年 3月31日まで	
	鈴木 庸夫	小平商工会長 有限会社鈴木園代表取締役		平成31(2019)年 4月1日から	
	小川 泉	株式会社小川工営代表取締役			
	橋本 英明	武蔵野美術大学			
	市川 徹	早稲田大学理工学術院総合 研究所 招聘研究員	学識経験者		
	中島 裕輔	工学院大学教授			
竹内 高広	東京都環境局多摩環境事務所 自然環境課長	関係行政 機関の職員	平成31(2019)年 3月31日まで		
川道 克祥	東京都環境局自然環境部 緑施策推進担当課長		平成31(2019)年 4月1日から		

【第10期】平成元(2019)年9月1日～令和3年(2021)年8月31日

職名	氏名	所属等	区分	備考
会長	奥 真美	東京都立大学教授	学識経験者	
副会長	竹川 敏雄	市民	市民公募	令和2(2020)年 3月31日まで
	中島 裕輔	工学院大学教授	学識経験者	令和2(2020)年 4月1日から
委員	小口 治男	市民	市民公募	
	中川 都			
	西村 守正			
	服部 千春			
	井内 真	ルネサスエレクトロニクス株 式会社	事業者	
	鈴木 庸夫	小平商工会長 有限会社鈴木園代表取締役		
	三島 雄介	多摩信用金庫		令和3(2021)年 1月20日まで
	小柳 知代	東京学芸大学准教授	学識経験者	
川道 克祥	東京都環境局自然環境部 緑施策推進担当課長	関係行政 機関の職員	令和2(2020)年 3月31日まで	
青山 一彦			令和2(2020)年 4月1日から	

資料 2 小平市下水道プラン策定庁内検討委員会設置要綱

令和元年5月22日制定

(設置)

第1条 小平市下水道プラン（以下「下水道プラン」という。）の策定について検討を行うために、小平市下水道プラン策定庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 下水道プランの策定に関すること。
- (2) その他、下水道事業の経営戦略等、下水道プランの策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 庁内検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 庁内検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は環境部長、副委員長は環境部下水道課長をもって充てる。

- 2 委員長は、庁内検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 庁内検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて庁内検討委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 庁内検討委員会の庶務は、環境部下水道課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

別表（第3条関係）

委員名	職 務 名	
委員長	環境部長	
副委員長	環境部	下水道課長
委 員	企画政策部	政策課長
委 員	企画政策部	財政課長
委 員	総務部	防災危機管理課長
委 員	環境部	環境政策課長
委 員	環境部	水と緑と公園課長
委 員	都市開発部	都市計画課長
委 員	都市開発部	道路課長
委 員	教育部	教育総務課長

資料 3 小平市第二次下水道プラン策定経過

開催日	項目	内容	
令和元(2019)年	7月29日(月)	令和元年度 第2回小平市環境審議会※1	・基本方針、スケジュール
	9月27日(金)	令和元年度 第3回小平市環境審議会	・下水道事業の現状と課題及び今後の方向性について
	10月29日(火)	第1回庁内検討委員会※2	・基本方針、スケジュール ・下水道事業の現状と課題及び今後の方向性について
令和2(2020)年	1月9日(木)	第2回庁内検討委員会	・計画の骨子案について
	1月20日(月)	令和元年度 第4回小平市環境審議会	・計画の骨子案について
	3月23日(月)	令和元年度 第5回小平市環境審議会	・計画の骨子案について
	6月22日(月)	令和2年度 第1回小平市環境審議会	・計画の素案の検討について
	8月28日(金)	第3回庁内検討委員会	・計画の素案の検討について
	9月25日(金)	令和2年度 第3回小平市環境審議会	・計画の素案の検討について
	10月7日(水)	第4回庁内検討委員会	・計画の素案について
	10月29日(木)	令和2年度 第4回小平市環境審議会	・計画の素案について
	11月16日(月)	パブリックコメント開始	・計画の素案に対するパブリックコメント
	12月15日(火)	パブリックコメント終了	
令和3(2021)年	1月7日(木) (書面開催)	第5回庁内検討委員会	・計画案の検討及びパブリックコメントの実施結果について
	2月2日(火)	令和2年度 第5回小平市環境審議会	・計画案及びパブリックコメントの実施結果について
	3月	計画の公表	

※1 「令和元(2019)年度第1回小平市環境審議会」、「令和2(2020)年度第2回小平市環境審議会」において、小平市第二次下水道プランは審議していません。

※2 「小平市下水道プラン策定庁内検討委員会」の略称

資料 4 用語解説

用 語		解 説
ア行	一般会計	会計区分の一つで、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計のこと。 これに対し、特定の事業を行ったり、特定の収入を特定の支出に充てるため、経理を独立して設けられるものを特別会計という。下水道事業は、特別会計に属する。
	一般会計繰入金（繰入金）	下水道事業が負担すべきでない経費（雨水処理費等）について、一般会計から受け入れるお金のこと。
	雨水処理費	下水道の管理に要する経費のうち雨水に係る維持管理費及び資本費（減価償却費＋支払利息等）の合計。一般会計繰入金が負担する経費。
	雨水浸透トレンチ	有孔性の材料で造られた管きよで、その周囲を砕石等で覆い集水した雨水を地下に浸透させるもの。
	雨水浸透ます	雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砕石等を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるもの。
	雨水流出抑制型下水道	浸透や貯留により、雨水流出量の減少や、流出ピークを平滑化させ、河川への流出量を軽減させる下水道整備の一手法。
	打ち水	庭や道路等屋外に水を撒く昔からの日本の風習。また、その撒く水のこと。
	雨天時浸入水	降雨時に分流式下水道の汚水管きよへ浸入する雨水や地下水のこと。
	汚水処理費	下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費（減価償却費＋支払利息等）の合計。下水道使用料が負担する経費。
	汚濁負荷量	公共用水域に排出される有機物や窒素・リン等の汚濁物質量。
カ行	改築・修繕	管路施設の全部、または一部の布設替えあるいは管更生を行うこと。
	かんよう 涵養（地下水の涵養）	地表の水（降水や河川水）が帯水層に浸透し、地下水が供給されることをいう。
	企業債	地方公営企業が建設時の資金調達等のために借入れることによる債務で、その償還が一会計年度を越えて行われるものをいう。
	キャッシュ・フロー	一事業年度における現金の収支のこと。
	きょうじょ 共助	自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。
	グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、環境保全に留まらず、防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

用語		解説
力行 (つづき)	経営戦略	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
	経営比較分析表	経営指標の経年比較や他の公営企業との比較などを行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、わかりやすく説明するため、総務省の様式に基づき、毎年度策定し公表するもの。
	下水汚泥	下水処理場等から下水を処理した際に発生する泥状物質。
	下水道使用料	下水道の維持管理費等の経費に充てるため、下水道管理者が条例に基づき使用者から徴収する使用料のこと。
	下水道普及率	行政区域内の総人口に占める処理区域内の人口の比率をいい、百分率で表す。また、対象とする区域の総面積のうち、下水道が整備されている面積の比率で定義される面積普及率を用いる場合もある。
	下水熱	再生可能エネルギーの一つで、ヒートポンプの原理で下水と大気の温度差を利用して空調や給湯等の熱源とするもの。
	下水熱ポテンシャルマップ	下水熱を利用するための目安となる熱量を示したマップ。
	減価償却費	管きよなど、時の経過等によってその価値が減少する資産について、その取得に要した金額を一定の方法によって各事業年度の費用として配分したもの。
	健全な水循環	平成 10 年に発足した健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議（環境省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）の中では、「流域を中心とした一連の水の流れの過程において人間の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に確保されている状態」と定義されている。
	公営企業会計	独立した企業として経営を成り立たせていく会計制度。これにより財政の適正化、下水道使用料の最適化等へ結びつき下水道基盤強化に直接繋がる効果が期待される。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。小平市では、昭和 45 年度に事業として整備を始めた。
	公共用水域	水質汚濁防止法に定められる公共利用のための水域や水路（河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝きよ、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水域または水路）のこと。
高度処理	通常の有機物除去を主とした処理（二次処理）で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行われた処理。除去物質は浮遊物、栄養塩類、その他がある。	

用語		解説
力行 (つづき)	合流式下水道	汚水及び雨水を同一の管きよで排除し、処理する方式。 分流式に比べ管路施設の建設が容易（経済的・効率的）である一方、雨天時に汚水の一部が公共用水域へ未処理で排出されるため、汚濁負荷量、病原性微生物等による公衆衛生上の安全性、きょう雑物（下水に含まれる固形物で、管きよ内の堆積物の原因となる物質）による景観に関する課題がある。 ※昭和 45 年 12 月の下水道法改正以降に策定された下水道計画は、分流式下水道により整備が行われている。
サ行	再生水	高度処理等によって、種々の再利用に適するようになった下水。
	在来管	小平市において、公共下水道が整備される前から排水路として活用されていた管きよ（開水路も含む）。
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、土地の高度利用によるオープンスペースの創出、良好な生活環境を備えた都市型住宅の供給や、都市機能の更新を図るとともに、不足している道路・緑地などの公共施設を計画的に整備し、安全かつ快適な生活空間を創出する総合的なまちづくり事業のこと。
	事業計画	全体計画に定められた計画を実施するため、事業計画期間（通常 5～10 年）における年次ごとに定められた計画をいう。
	資産維持費	更新投資が新設当時より増大する場合に必要な費用。
	自助	災害等に対して自分自身の力で生命・家族・財産等を守る行動をいう。
	指定管理者制度	公の施設について、住民サービスの質の向上を図るために、民間事業者等が有するノウハウを活用する制度。
	受益者負担金	公共事業の実施により著しい利益を受ける者に対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を徴収する負担金のこと。
	受贈	開発等に伴い寄贈されたものを受入れること。
	浸水シミュレーション	コンピューター上で対象区域の地形や施設等の現状を再現し、その中で様々な降雨条件や下水道の施設整備状況（現況、計画）を考慮した上で、浸水被害の状況（浸水エリア、浸水深等）を予測するもの。
	ストックマネジメント	施設の状況を長期的に予測し、計画的かつ効果的に施設を管理していく手法のこと。
	生活雑排水	水洗便所からの汚水を除く、台所、浴室排水等の日常の生活から出る排水のこと。

用語		解説
サ行 (つづき)	せせらぎ用水	小平市では、東京都の清流復活事業により、野火止用水及び玉川上水へ下水の処理水（再生水）が送水されている。
	全体計画	各マスタープランに定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画等を定めること。
	総合治水計画	河川と下水道双方が一体となって地域の治水安全度の向上を図り、効率的に事業推進を図ることを目的として策定する総合的な雨水排水計画。
タ行	耐用年数	本来の用途に使用できると思われる推定年数をいう。
	単独浄化槽	台所、浴室排水等の雑排水を混入させずに、水洗便所からの汚水のみを処理する浄化槽。
	地球温暖化	人間の活動により二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に蓄積することにより生じる気温の上昇や降水量の変化等の気象変化。
	地方公営企業	地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。
	中水道	水道ほど上質ではないが、下水よりはるかに浄化され、トイレ用水、散水、冷却・冷房用水、消化用水、清掃用水等に利用できる再生水のこと。
	長期前受金戻入	償却資産の取得のため、補助金等（補助金、一般会計繰入金等）の交付を受けた場合に、当該交付額を長期前受金（負債）として整理し、資産の価値の減少（減価償却費等）に応じて、長期前受金を各事業年度の収益としたもの。
	長寿命化	時間とともに老朽化していく施設の予防保全的な管理及び管きょ内面の被覆あるいは部分取替等により、施設の耐用年数（本来の用途に使用できると思われる推定年数）を延ばし、機能を維持すること。長寿命化を効率的に行うため対策内容、規模、期間等を定める計画を「長寿命化計画」、施設の延命化を図り、かつ、ライフサイクルコストが安価となる対策のことを「長寿命化対策」という。
	特別会計	地方公共団体等の官庁会計において、一般会計とは別に設けられる独立した経理管理が行われる会計のこと。
	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。
	取付管	汚水を公共汚水ますから污水管へ流すため、市が設置し、管理する排水管のこと。

用語		解説
八行	ハード対策	施設を設置することによって被害抑制を図る対策。
	排水設備	下水を公共下水道に流出させるために必要な排水管、その他の排水施設で、土地、建物等の所有者及び管理者が設置するもの。
	発生主義	現金収入や支出に関係なく、収益や費用の事実が発生した時点で計上しなければならない会計上の扱い。
	ヒートアイランド現象	都市部において、人口や経済活動が集中して、エネルギー消費増加に伴う排熱の増加や大気汚染による放射赤外線減少により、都市内の気温が郊外に比べ上昇すること。
	PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を順次行い継続的に事業を改善するための運営管理、品質管理の手法の一つ。
	分流式下水道	汚水と雨水を別々の管きょ系統で排除する方式。 汚水のみを下水処理場に導く方式であるため雨天時に汚水を公共用水域に未処理で放流することがないので、水質汚濁防止上有利である。
	包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
マ行	マグニチュード	地震そのものの規模（エネルギー量）を表す尺度。また、その数値のこと。震度とは異なる。
	マンホールトイレ	災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け、使用するもの。
	水再生センター	東京都で定義している下水処理場の名称。一般的には、下水道法第2条に定める終末処理場のこと。
ラ行	ライフサイクルコスト	ある施設における初期建設コストと、その後の維持管理費用等を含めた生涯費用の総計。
	流域幹線	流域下水道管理者が設置、管理する主要な管きょのこと。
	流域関連公共下水道	主として市街地における下水道を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するもの。
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、下水処理場と幹線管きょからなる。事業主体は原則として都道府県である。 小平市の下水道は、多摩川流域下水道及び荒川右岸東京流域下水道に属する。

用語		解説
ラ行 (つづき)	流動資産	現金や比較的短期間のうちに回収され現金に換えることができる未収金等の資産。
	流動負債	支払期限が1年以内に到来する負債（翌年度償還予定企業債元金や未払金等）。
	留保資金（内部留保）	減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金（現金・預金等）のこと。

小平市ふれあい下水道館

誰でも自由に地下 25m に埋設された内径 4.5mの本物の下水道管の中に入り、下水の色や臭い等を体験できる全国でも珍しい施設です。

本市全域の下水道整備(汚水)が完了したことを記念して作られました。



—— 小平市ふれあい下水道館のご案内 ——

開館時間 / 午前10時～午後4時まで
 休館日 / 毎週月曜日(休・祝日の場合はその直近の平日)
 年末年始(12/27～1/5)
 入館料 / 無料

交通案内図



■西武園分寺線 園の台駅下車 徒歩7分
 ■西武バス「JR園分寺駅北口」
 武蔵野美術大学又は小笠原派出所を
 旭ヶ丘住宅 下車の分ふれあい下水道館前
 ■駐車場 有(バス優先)

〒187-0022 東京都小平市上水本町 1-25-31
 TEL.042-326-7411 FAX.042-326-9266

URL : <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/070/070022.html>
 E-mail : gesuido@city.kodaira.lg.jp

FC 東京とコラボしたデザインマンホール蓋



小平市ホームページから『FC 東京マンホールマップ』をダウンロードして、マンホール蓋を探してみよう！

小平市第二次下水道プラン

発行年月	令和3(2021)年3月
編集・発行	小平市環境部下水道課
住所	〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333 番地
電話番号	(042)341-1211 (代表)
ファックス	(042)341-9520
電子メール	gesuido@city.kodaira.lg.jp
価格	¥350

この印刷物は再生紙を使用しています。
 この印刷物は石油系溶剤を含まないインキを使用しています。